

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

Society 5.0時代が幕を明け、高度情報社会を生きる子どもたちにとって、情報活用能力やプログラミング的思考を身に付け、情報モラル・情報セキュリティ、健康面への注意点について理解し、ICTを利活用する力は必要不可欠なものとなっています。さらに、予期せぬ新型コロナウイルス感染症の影響により、デジタル化を含む社会の変化は加速しました。このような急速に変化する社会状況の中であって、子どもたちは、課題解決型学習等により身近な事象から解決すべき課題を見だし、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出すことなど、学習指導要領で育成を目指す資質・能力が一層強く求められています。

中央市教育委員会では、これまで積み重ねてきた中央市の教育の基本方針である「まごころ」の理念のもと、「生きる力をはぐくむ教育」、「命を大切にする教育」、「信頼しあう教育」の育成を普遍的な視点に据えながら、ICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を目指しています。

このたび、令和7年度から5年間の教育ICT化推進のための羅針盤となる「中央市教育ICT推進計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき教育委員会と各学校が一丸となり、ハード・ソフト・人材の三位一体でのICT化を進め、子どもたち一人一人にきめ細やかに寄り添い、誰一人取り残すことのない教育を一層推進します。そして、子どもたちの学ぶ意欲を高め、各自の学習の理解状況や資質・能力等に応じた個別最適化された学びを保障しつつ、子どもたちが互いに自分の考えを交流し合い、納得解や最適解等を見いだしていく協働的な学びを実現し、子どもたちの持つ力を最大限に引き出す「令和の日本型学校教育」の実現を目指します。

これらを実現するために、ICT機器やネットワーク環境等のハード面の整備、デジタルコンテンツやダッシュボード等のソフト面の充実や最適化、日常的にICTを活用できる指導体制や研修体制の構築等の具体的な取組を推進し、子どもたちの資質・能力の育成を図るため、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を日常的・継続的に行い、一層力強く教育施策を展開することを目指し、本計画策定を行いました。

2 計画の位置づけ

本計画は、第2次中央市教育振興基本計画の施策「情報活用能力の育成」を具体的に推進する計画として位置付けております。また、学校教育の情報化の推進に関する法律第5条に基づく「学校教育情報化推進計画」としての位置付けを合わせ持ちます。

第2次中央市教育振興基本計画
(令和2年度～令和11年度)

中央市教育 ICT 推進計画
(令和7年度～令和11年度)



また、本計画は、SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標のうち「4 質の高い教育をみんなに」の達成に寄与するものであります。

3 計画期間

本計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

但し、ICTを取り巻く環境及び社会の進展の速度を踏まえ、令和7年度から令和9年度までの3年間は前期計画、令和10年度から令和11年度までの2年間は後期計画とします。後期の計画については、令和9年度にPDCAサイクルによって本計画の達成状況を把握し、目標の再設定や内容の中間見直しを行います。